

平成29年8月23日

金融庁総務企画局 御中

一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険業者の経過措置延長の要望

現在の経過措置が平成30年3月末に満了し、全ての契約が本則水準への適用を求められると、既契約顧客の不利益等を惹起しかねません。経過措置を以下の水準にて延長することを要望いたします。

< 経過措置保険金額・期間 >

契約区分	適用期間	上限金額			
		損害保険・ 低発生率保険	死亡保険	傷害死亡保険	医療保険
新規契約	5年	3,000万円⇒2,000万円	900万円⇒600万円	1,800万円⇒1,200万円	160万円⇒160万円
既契約	5年	現行の経過措置と同基準			
		上限金額			
		損害保険・ 低発生率保険	死亡保険	傷害死亡保険	医療保険
	H25年4月1日～ H30年3月末日迄の契約	3,000万円	900万円	1,800万円	160万円
	H25年3月末日迄の契約	5,000万円	1,500万円	3,000万円	240万円
※ただし、既契約者は現行契約金額以下の更新とする。					

以上